

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成28年10月6日(2016.10.6)

【公開番号】特開2015-162403(P2015-162403A)

【公開日】平成27年9月7日(2015.9.7)

【年通号数】公開・登録公報2015-056

【出願番号】特願2014-37808(P2014-37808)

【国際特許分類】

F 2 1 S	2/00	(2016.01)
C 0 9 K	11/80	(2006.01)
C 0 9 K	11/61	(2006.01)
C 0 9 K	11/66	(2006.01)
C 0 9 K	11/67	(2006.01)
C 0 9 K	11/00	(2006.01)
C 0 9 K	11/08	(2006.01)
F 2 1 S	8/08	(2006.01)
F 2 1 Y	115/10	(2016.01)

【F I】

F 2 1 S	2/00	3 1 1
C 0 9 K	11/80	C P M
C 0 9 K	11/61	C P F
C 0 9 K	11/66	
C 0 9 K	11/67	
C 0 9 K	11/00	A
C 0 9 K	11/08	J
F 2 1 S	8/08	2 0 0
F 2 1 Y	101:02	

【手続補正書】

【提出日】平成28年8月17日(2016.8.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 1】

L u に対する C e 賦活率が 2 モル% を超える場合は、 $5\text{d}^2\text{F}_{7/2}$ 遷移の割合が $5\text{d}^2\text{F}_{5/2}$ 遷移よりも著しく多い。そのため、発光スペクトルのピーク位置は長波長側にシフトして、発光波長と暗所視下又は薄明視下との視感度とのずれが大きくなってしまい、暗所視下又は薄明視下での明るさに劣る照明となってしまうおそれがある。一方、L u に対する C e 賦活率が 0.1 モル% に満たない場合は、蛍光体自体の吸収率が低くなり、暗所視下又は薄明視下で明るく感じられる波長 510 nm 付近の光が不足するおそれがある。